

こぶしの会会則

(目的)

第1条 本会は、公益社団法人 新庄・最上地域シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員(以下「会員」という。)をもって組織し、会員の健康と親睦並びに相互共助を図り、センターの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、次の事業を行うものとする。

1. 会員の慶弔及び見舞いに関すること。
2. 会員の福利厚生に関すること。
3. その他必要と認めた事業。

(役員)

第3条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
運営委員	若干名
会計	1名
監事	2名

(役員を選出)

第4条 本会の役員は、総会において選出する。

2. 会長及び副会長並びに監事、会計は、運営委員の互選とする。

(任期)

第5条 役員任期は2年目の総会までとし、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 本会の事務を処理するため、事務局を大手会館内に置く。

(会議の種別)

第7条 本会の会議は、総会・運営委員会とする。

(会議の開催)

第8条 総会は、毎年度事業終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 総会は、会員の過半数をもって成立し、議長は、出席した会員の中から選出する。
3. 運営委員会は、必要の都度会長が招集する。
4. 運営委員会は、過半数の出席をもって成立し、議長は会長がこれにあたる。

(会計)

第9条 会計は、本会の会計事務を行う。なお、会計は運営委員を兼ねる。

(監査)

第10条 監事は、本会の事業・庶務会計収支状況を監査する。

(運 営)

第 11 条 本会の運営費は、次に掲げるものをもって運営する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金
- (3) その他

2. 会費は年額 800 円とする。会費の納入は年 1 回とし、当年度の 6 月末日まで納入しなければならない。

但し、新規会員は、入会時に会費を納入するものとし、4 月～7 月の入会者は 800 円、8 月～11 月の入会者は 500 円、12 月～3 月の入会者は 300 円とする。

3. 前項において、夫婦で会員の場合は一人分の会費を免除する。

(慶弔・見舞金)

第 12 条 会員の慶弔・見舞金については、別に定める。

(親 睦)

第 13 条 会員の親睦を図るための福利厚生事業は、おおむね次のとおりとする。

1. 親睦旅行
2. 新年会
3. 趣味の会の育成
4. 会員の表彰
5. その他

(会則の改廃)

第 14 条 本会の会則の改廃は、運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(入 会)

第 16 条 本会への入会は、会費納入があった時点で入会とみなす。

附 則

1. 本会則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会則の変更は、平成 27 年 3 月 24 日より施行する。
3. 本会則の変更は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
4. 本会則の変更は、令和元年 6 月 18 日より施行する。